

No.	質問	回答
1	株式会社と商工業の組合が連携して当事業に申請したいと考えていますが、二者の連名で申請することは可能でしょうか？ さらに、自治会連合会の参画も検討しています。 三者の連名というのも可能でしょうか。	申請に当たっては、代表となる 1 者を定めて申請してください。 その他の事業者は連携事業者として、申請書「5. 事業内容および実施体制」の「（2）事業実施体制」において、それぞれの役割及び具体的な連携方法等について記載してください。 なお、協議会や実行委員会等を組織して事業を実施する場合は、当該組織を申請者として申請することも可能です。
2	現在、法人の設立を予定していますが、申請時点で法人が設立されていない場合でも申請することは可能でしょうか。	申請時点で法人、実行委員会または協議会が設立されていない場合であっても申請は可能です。その場合は、申請時に定款（案）又はこれに類する規約等を提出してください。設立後は、確定した定款等を提出していただきます。 なお、採択後、速やかに事務局と契約を締結できるよう、設立手続を進めてください。
3	申請者は法人でなければなりませんか。	法人でなくても申請は可能です。 ただし、実証事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の 4 つの要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。 ・定款に類する規約等を有すること。 ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。 ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること。 ・活動の本拠となる事務所等を有すること。
4	所有者から管理および利活用を委託されている法人が申請者となる場合、所有者の承諾書や同意書の提出は必要でしょうか。	本事業の申請に当たり、所有者の承諾書または同意書の提出は不要です。 ただし、事前に所有者へ事業趣旨及び申請内容等について十分に説明し、理解を得た上で申請をしてください。
5	再委託先が 2 件ある場合、様式 4 の再委託費内訳の欄を挿入のうえ記載したらいいでしょうか？	再委託先ごとに再委託費内訳の表を作成してください。必要に応じて、様式に追加してください。
6	経費予定額が300万円を超過する場合、値引きにより300万円以内とする必要がありますか？	経費を調整する必要はありません。実際に必要となる経費を計上してください。なお、採択時に金額の上限を定めるため、上限額を超える部分については自己負担となります。
7	一般管理費は計上しなくてもよいでしょうか。	一般管理費を計上しないことも可能です。

8	一般管理費の計上について、今年4月に設立した団体で、直近の損益計算書がありませんが、どのような割合で計上すればよいでしょうか。	①受託者の直近の決算より算定した一般管理費率、②受託者が受託規程等に定める一般管理費率、③文化庁委託実施要項で定められた一般管理費率10%の3つの上限を比較し、より低い率を採用することとなります。 新たに設立された団体などで決算がない場合は、②と③で上限を比較し、より低い率を採用してください。
---	---	--